

山梨県公報

第二千八百二十七号

平成三十年

十月一日

月 曜 日

目次

○手数料の収納事務の委託	四九三
○鳥獣保護区の存続期間の更新	四九三
○特別保護地区の指定	四九八
○特定猟具使用禁止区域の指定	四九九
○猟区の認可	五〇二
○保安林の指定施設要件の変更予定(五件)	五〇二
○山梨県産業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額の 一部改正	五〇三
○県営土地改良事業の完了	五〇四
○道路の区域変更	五〇四
○平成三十年度山梨県准看護師試験の実施	五〇五
○大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出	五〇五
○随意契約の相手方の決定について	五〇六
○一般競争入札について	五〇六

告示

山梨県告示第二百八十四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次のとおり手数料の収納事務を委託した。

平成三十年十月一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 委託の相手方 東京都千代田区麹町二丁目六番地二 社会福祉法人日本保育協会
- 二 委託に係る手数料 保育士登録申請手数料、保育士登録証書換え交付手数料及び保育士登録証再交付手数料
- 三 委託の期間 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

山梨県告示第二百八十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第七項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

平成三十年十月一日

山梨県知事 後 藤 齋

一 八ヶ岳鳥獣保護区

1 鳥獣保護区の名称 八ヶ岳鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域 北杜市小淵沢町地内の山梨県・長野県境界線と棒道との交点を起点とし、同所から同境界線を北東に進み赤岳三角点(標高二千八百九十九・四メートル)に至り、同所から同境界線を南東に進みJR小海線との交点に至り、同所からJR小海線を南西に進み北杜市大泉町・北杜市長坂町境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み標高千四百四十メートル等高線を経て県道六百九号(小荒間長坂停車場線)に至る小道との交点に至り、同所から同小道を南に進み県道六百九号(小荒間長坂停車場線)との接点に至り、同所から同県道を北西に進み古川川に至る小道との接点に至り、同所から同小道を北西に進み古川川に至り、同所から同川を北に進み防火帯との接点に至り、同所から同防火帯を北西に進み大深沢川に至り、同所から同川を南に進み女取川との接点に至り、同所から同川を南西に進み棒道との交点に至り、同所から同道を北西に進み起点に至る一団地

3 鳥獣保護区の存続期間 平成三十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで

4 鳥獣保護区の面積 六千九百九十九・一ヘクタール

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的 八ヶ岳鳥獣保護区は、八ヶ岳南麓に広がる地区であり、大部分が八ヶ岳中信高原国定公園と重なっている。当該地区の植生は、低標高の地域ではカラマツが主体であり標高が高くなるに従いコナラ林、ミズナラ林になり、シラビソ林へと移っていく。生息している獣類は、大型哺乳類ではニホンカモシカ、ニホンジカ、ツキノワグマ、中型哺乳類ではホンダタヌキ、ホンドギツネ、テン、ムササビ等、小型哺乳類ではニホンリス、ヤチネズミ、天然記念物であるヤマネなどが確認されている。また鳥類ではオオルリ、コムクドリ、ノビタキ、コヨシキリ等、森林や草原に生息する種が多数確認されている。このように、当該地区は、良好な自然環境が保たれており森林に生息する多種の鳥獣にとって重要な地区となっているため保護していく必要がある。

(三) 鳥獣保護区の管理方針

- (1) 鳥獣の生息及び繁殖のために必要な巣箱及び給水、給餌等の施設の設置に努める。
- (2) 定期的に巡視を実施すること等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。
- (3) 鳥獣保護区の指定の意義について、県民に対し普及啓発に努める。

二 御岳鳥獣保護区

1 鳥獣保護区の名称 御岳鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域 甲府市平瀬町地内の県道七号（甲府昇仙峡線）と県営林道塔岩線との接点を起点とし、同所から県道七号（甲府昇仙峡線）を北西に進み甲斐市獅子平地内に至る山道との接点に至り、同所から同山道を北西及び北東に順次進みふるさと自然観察路との接点に至り、同所から同観察路を北東に進み甲府市御岳町地内に至る山道との接点に至り、同所から同山道を北に進み県道二十七号（韮崎昇仙峡線）との接点に至り、同所から同県道を北西に進み甲府市営林道草鹿沢線との接点に至り、同所から同林道を北に進み猫坂に至る山道との接点に至り、同所から同山道を南東に進み猫坂との接点に至り、同所から猫坂を北東に進み甲府市営林道御岳線との接点に至り、同所から同林道を北東、南及び南西に順次進み能泉湖方面に流れる沢との交点に至り、同所から同沢を南東に進み県道百二十二号（川窪猪狩線）との交点に至り、同所から同県道を東に進み荒川ダム天端北詰に至り、同所から同天端を南に進み荒川大橋に至る同ダム南側の道路との接点に至り、同所から同道路を南東に進み甲府市高成町地内に至る山道との接点に至り、同所から同山道を南東に進み甲府市営林道高成線との接点に至り、同所から同林道を南西に進み東京電力パワーグリッド株式会社御岳送電線との交点に至り、同所から同送電線を南に進み県営林道塔岩線との交点に至り、同所から同林道を南西に進み起点に至る一団地

3 鳥獣保護区の存続期間 平成三十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで

4 鳥獣保護区の面積 千二百五十一・八ヘクタール

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的 御岳鳥獣保護区は、甲府市中西部および甲斐市北東部に位置する御岳昇仙峡を中心とした標高五百メートルから千二百メートルまでの地区である。当該地区の植生は主にヤマツツジやアカマツ、クリ、ミズナラ、コナラ、クスギ等が分布し、部分的にスギ・ヒノキの植林が見られる。また鳥類は、ヤマセミ、カワガラス、ホオジロ、ルリビタキ、シジュウカラ等、森林や河川に生息する種が多数確認されている。獣類は、大型哺乳類ではニホンカモシ

カ、ニホンジカ、ツキノワグマ、中型哺乳類ではニホンザル、テン、小型哺乳類ではムササビ、ニホンリス、アズマモグラ、天然記念物であるヤマネ等が確認されている。このように、当該地区は、良好な自然環境が保たれており森林に生息する多種の鳥獣にとって重要な地区となっているため保護していく必要がある。

(三) 鳥獣保護区の管理方針

- (1) 鳥獣の生息及び繁殖のために必要な巣箱及び給水、給餌等の施設の設置に努める。
- (2) 定期的に巡視を実施すること等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。
- (3) 鳥獣保護区の指定の意義について、県民に対し普及啓発に努める。

三 富士山北鳥獣保護区

1 鳥獣保護区の名称 富士山北鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域 南都留郡富士河口湖町船津地内の国道百三十七号と県道七百十四号（鳴沢富士河口湖線）との接点を起点とし、同所から同県道を北西及び南西に順次進み国道百三十九号との接点に至り、同所から同国道を西に進み鳴沢村道七百三十三号線との交点に至り、同所から同村道を南西に進み村道七百二十二号線との交点に至り、同所から同村道を南西に進みフォレスト鳴沢ゴルフアンドカントリークラブ十六番ホールグリーン西側において同村道の終点に至り、同所から三メートル西に進み県有林境界標柱四百二十一号に至り、同所から県有地とフォレスト鳴沢ゴルフアンドカントリークラブ敷地との境界線を南西、南東及び北東に順次進み同ゴルフ場十三番ホール西側、十四番ホール北側を経て十一番ホールグリーン東側において村道七百三十三号線との交点に至り、同所から同村道を東に進み村道六百九十号線との接点に至り、同所から同村道を南西に進み村道六百八十九号線との交点に至り、同所から同村道を南西に進み村道六百八十八号線との接点に至り、同所から同村道を南西に進み県道七百二号（富士精進線）（通称「精進口登山道」）との接点に至り、同所から同県道を南東に進み富士山二合目に位置する造林小屋南側において搬出路との接点に至り、同所から同搬出路を東に進み県営東軒林道との接点に至り、同所から同林道を東に進み富士河口湖町道百一号線（富士登山道線）（通称「船津口登山道」）との接点に至り、同所から同町道を北東に進み県営富士林道との交点に至り、同所から同林道を南東及び北東に順次進み県道七百一号（富士上吉田線）（通称「吉田口登山道」）との接点に至り、同所から同県道を北東に進み「中の茶屋」を経て北富士演習場地内の通称「西連絡路」との接点に至り、同所から同道を南東に進み通称「西防火帯道」との接点に至り、同所から同道を南西に進み通称「南防火帯道」との接点に至り、同所から同道を南東に進み東富士演習場へ

至る連絡道との接点に至り、同所から同道を南西に進み山梨県・静岡県境界線との交点に至り、同所から同境界線を西に進み標高千八百メートル地点に至り、同所から同線を西に進み剣ヶ峰（標高三千七百七十五・六メートル）より北三百七十メートルの地点に至り、同所から約五十メートル西に進み山梨県・静岡県境界線との交点に至り、同所から同境界線を西、北西及び西に順次進み南都留郡富士河口湖町・南都留郡鳴沢村境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東及び北に順次進み富士河口湖町富士ヶ嶺地内県有地境界線標高五百十三号を経て県有地と民有地（ガリバー王国跡地）の境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西に進み県道七十一号（富士宮鳴沢線）との接点に至り、同所から同県道を北東、北西及び北東に順次進み大室山（標高千四百六十八メートル）山麓へ至る登山道との交点に至り、同所から同登山道を北西に進み国道百二十九号との接点に至り、同所から同国道を北西、北東及び北西に順次進み県道七百六号（精進湖畔線）との接点に至り、同所から同県道を北西、北東及び南東に順次進み国道三百五十八号との接点に至り、同所から同国道を南東に進み国道百三十九号との接点に至り、同所から同国道を東に進み県道二十一号（河口湖精進線）との接点に至り、同所から同県道を北東に進み富士河口湖町河口字広瀬地内において梨川との交点に至り、同所から同川右岸を南東に進み川口干拓堤防との接点に至り、同所から同堤防を南東に進み同町河口地内通称「転石」において国道百三十七号との接点に至り、同所から同国道を南西、東及び南に順次進み起点に至る一団地

- 3 鳥獣保護区の存続期間 平成三十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで
- 4 鳥獣保護区の面積 一万五千四百一〇ヘクタール
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分 大規模生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的 富士山北鳥獣保護区は、富士山北麓を中心とした地区であり、その大部分が富士箱根伊豆国立公園と重なっている。植生は、河口湖、西湖周辺はミズナラ林、コナラ林やアカマツの植林が主であり、標高が高くなるに従いカラマツの植林からシラビソ林へと変わっていく。獣類は、大型哺乳類ではニホンカモシカ、ニホンジカ、ツキノワグマ、中型哺乳類ではホンダタヌキ、ホンドギツネ、テン、オコジョ、小型哺乳類ではニホンリス、モモンガ、コウモリ類、天然記念物であるヤマネなど希少な種が生息している。また、鳥類では河口湖、西湖にマガモ、ヒドリガモ、キンクロハジロといった水鳥をはじめ、ウグイス、ルリビタキ、ホシガラス、カケス等、水辺から亜高山に生息する多種の鳥類が確認されている。このように当該地区は、生息する多種の鳥獣に対し生物多様性を確保するため大規模生息地の保護区として指定し保護していく必

要がある。

(三) 鳥獣保護区の方針

- (1) 鳥獣の生息及び繁殖のために必要な巣箱及び給水、給餌等の施設の設置に努める。
- (2) 定期的に巡視を実施すること等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。
- (3) 鳥獣保護区の指定の意義について、県民に対し普及啓発に努める。

四 身延山鳥獣保護区

- 1 鳥獣保護区の名称 身延山鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域 南巨摩郡身延町小田船原地内の県道八百四号（身延線）と身延町道小田船原総門線との接点（久遠寺入口）を起点とし、同所から鷹取山（標高千三十六・六メートル）から延びる尾根を西に進み山神堂に至り、同所から南巨摩郡身延町身延・南巨摩郡身延町小田船原境界線（通称「鷹取山の尾根」）を北西及び南西に順次進み鷹取山を経て南巨摩郡身延町・南巨摩郡早川町境界線との接点に至り、同所から同境界線を北及び北東に順次進み奥之院本堂（思親閣）北五十メートルの地点に至り、同所から北東に直進し水屋に至り、同所から奥之院参道を南東に進み常唱堂跡に至り、同所から尾根を南東に進み通称「近藤山」（標高七百五十五メートル）を経て延寿坊北約二百七十メートルの県道八百五号（身延本栖線）との接点に至り、同所から同県道を南に進み延寿坊に至り、同所から南巨摩郡身延町身延字御塔林及び同舟久保地内の小道及び尾根を南及び南西に順次進み身延山久遠寺総門に至り、同所から県道八百四号（身延線）を南に進み起点に至る一団地及び身延町飛地
- 3 鳥獣保護区の存続期間 平成三十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで
- 4 鳥獣保護区の面積 八百八十六・〇ヘクタール
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針

- (一) 鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区
- (二) 鳥獣保護区の指定目的 身延山鳥獣保護区は、身延山を中心とした地区及び身延町飛地からなり、身延町飛地は七面山自然保全地区としても指定されている。植生は、身延山周辺はスギ・ヒノキの植林が主となっており、西側にコナラ林、ミズナラ林が主となっている。また、身延町飛地にはブナ、ヤマボウシ、ウラジロモミ等が主となっている。獣類は、大型哺乳類ではニホンカモシカ、ニホンジカ、イノシシ、中型哺乳類ではニホンザル、ホンドギツネ、ホンドタヌキ、小型哺乳類ではムササビ、モモンガ、コウモリ類が確認されている。鳥類は、ウグイス、オオルリ、ホオジロ、ブッポウソウ、カケス等多種が確認されており、その

中でもブッポウソウはその繁殖地として天然記念物に指定されている。このように、当該地区は、良好な自然環境が保たれており森林に生息する多種の鳥獣にとって重要な地区となっているため保護していく必要がある。

(三) 鳥獣保護区の管理方針

- (1) 鳥獣の生息及び繁殖のために必要な巣箱及び給水、給餌等の施設の設置に努める。
- (2) 定期的に巡視を実施すること等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。
- (3) 鳥獣保護区の指定の意義について、県民に対し普及啓発に努める。

五 県民の森鳥獣保護区

1 鳥獣保護区の名称 県民の森鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域 南アルプス市上市之瀬地内の県道百八号（県民の森公園線）と坪川との交点を起点とし、同所から同県道を東及び南西に順次進み県営林道伊奈ヶ湖大久保平線との接点に至り、同所から同林道を南西及び南東に順次進み南アルプス市・南巨摩郡増穂町境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西、西及び北西に順次進み丸山（標高千六百二十五メートル）に至る登山道との接点に至り、同所から同登山道を北西及び北東に順次進み県有林中北事業区第四十三林班・第四十四林班境界線との分岐点に至り、同所から同境界線を東及び北東に順次進み県営林道櫛形山線との接点に至り、同所から穂見神社に至る山道を南東に進み県営林道高尾山線との接点に至り、同所から同林道を南東に進み県営林道南高尾山線との接点に至り、同所から同林道を南西に進み県営林道高尾伊奈ヶ湖線との接点に至り、同所から同林道を南西、東、南及び南西に順次進み坪川との交点に至り、同所から同川を東及び南東に順次進み起点に至る一団地

3 鳥獣保護区の存続期間 平成三十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで

4 鳥獣保護区の面積 九百九十五・〇ヘクタール

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的 県民の森鳥獣保護区は、櫛形山の北東に位置し、山梨県の森林公園の一つである県民の森を中心とした保護区である。植生は、コナラ林、ミズナラ林を主としカラマツ林が点在している。獣類は、大型哺乳類ではニホンカモシカ、ニホンジカ、ツキノワグマ、中型哺乳類ではテン、イタチ、小型哺乳類ではモモンガ、ニホンリス、コウモリ類等が確認されている。鳥類は、カケス、キビタキ、シジュウカラ、メジロ、ホオジロ、ウグイス等が確認されており、伊奈ヶ湖ではマガモ、コガモが確認されている。このように、当該地区は、良好

な自然環境が保たれており森林に生息する多種の鳥獣にとって重要な地区となっているため保護していく必要がある。

(三) 鳥獣保護区の管理方針

- (1) 鳥獣の生息及び繁殖のために必要な巣箱及び給水、給餌等の施設の設置に努める。
- (2) 定期的に巡視を実施すること等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。
- (3) 鳥獣保護区の指定の意義について、県民に対し普及啓発に努める。

六 大和鳥獣保護区

1 鳥獣保護区の名称 大和鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域 甲州市大和町大字日影字笹子山地内甲州市立大和中学校学校林

3 鳥獣保護区の存続期間 平成三十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで

4 鳥獣保護区の面積 一・八一ヘクタール

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的 大和鳥獣保護区は、甲州市笹子山地内に位置している。この地区は、甲州市立大和中学校の学校林であり、野外における生徒の野生鳥獣に関する教育活動の場として活用されていることから、身近に野生鳥獣の観察ができる環境を保つていくため、鳥獣保護区として引き続き指定することにより保護していく必要がある。

(三) 鳥獣保護区の管理方針

- (1) 鳥獣の生息及び繁殖のために必要な巣箱及び給水、給餌等の施設の設置に努める。
- (2) 定期的に巡視を実施すること等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。
- (3) 鳥獣保護区の指定の意義について、県民に対し普及啓発に努める。

七 唐沢山鳥獣保護区

1 鳥獣保護区の名称 唐沢山鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域 笛吹市御坂町大字上黒駒字唐沢山地内笛吹市学校林

3 鳥獣保護区の存続期間 平成三十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで

4 鳥獣保護区の面積 三・七九ヘクタール

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的 唐沢山鳥獣保護区は、笛吹市御坂町唐沢山地区内に位置している。この地区は、笛吹市立小中学校の学校林であり、野外における生徒の野生鳥獣に関する教育活動の場として活用されていることから、身近に野生鳥獣の観察ができる環境を保つため、鳥獣保護区として引き続き指定することにより保護していく必要がある。

(三) 鳥獣保護区の管理方針

(1) 鳥獣の生息及び繁殖のために必要な巣箱及び給水、給餌等の施設の設置に努める。

(2) 定期的に巡視を実施すること等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。

(3) 鳥獣保護区の指定の意義について、県民に対し普及啓発に努める。

八 片山鳥獣保護区

1 鳥獣保護区の名称 片山鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域 甲府市平瀬町地内の県道七号（甲府昇仙峡線）と帯那川との交点を起点とし、同所から同川を東に進み千代田湖本堤に至り、同所から千代田湖沿いの小道を北東に進み県道百四号（天神平甲府線）との接点に至り、同所から同県道を南東に進み和田峠を経て西沢川との交点に至り、同所から同川を南東に進み甲府市道向田塚田線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道北新和田線との接点に至り、同所から同市道を東及び南に順次進み県道百十一号（緑ヶ丘運動公園線）との接点に至り、同所から同県道を西及び南に順次進み市道緑ヶ丘五号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道塩部環線との接点に至り、同所から同市道を西に進み市道南平線との接点に至り、同所から同市道を北西に進み市道湯村本通り線との接点に至り、同所から同市道を北西に進み市道塩部環（一）線との接点に至り、同所から同市道を北及び西に順次進み県道七号（甲府昇仙峡線）との接点に至り、同所から同県道を北西、北及び北東に順次進み起点に至る一団地

3 鳥獣保護区の存続期間 平成三十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで

4 鳥獣保護区の面積 六百六十五・〇ヘクタール

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的 片山鳥獣保護区は、甲府市の片山及び千代田湖の周囲を区域としており、山梨県の森林公園である武田の杜が設置されている。植生は、クスギ、コナラ、アカマツの林が主となっている。獣類は、大型哺乳類ではツキノワグマ、ニホンジカ、中型哺乳類ではホンドギツネ、ホンドタヌキ、イタ

チ等が確認されている。鳥類は、シジュウカラ、キビタキ、トラツグミなど多種が確認されており、また千代田湖にはマガモ、カルガモといったカモ類が多数飛来する。このように、当該地区は、良好な自然環境が保たれており当該地区に生息する多種の鳥獣にとって重要な地区となっているため、保護していく必要がある。

(三) 鳥獣保護区の管理方針

(1) 鳥獣の生息及び繁殖のために必要な巣箱及び給水、給餌等の施設の設置に努める。

(2) 定期的に巡視を実施すること等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。

(3) 鳥獣保護区の指定の意義について、県民に対し普及啓発に努める。

九 三郡橋鳥獣保護区

1 鳥獣保護区の名称 三郡橋鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域 西八代郡市川三郷町高田地区の笛吹川左岸の堤防と国道百四十号との交点（三郡東橋東詰）を起点とし、同所から同堤防並びにこれに続く富士川左岸の堤防及び新川右岸の堤防を南西及び南東に順次進み県道四号（市川三郷富士川線）との交点（新川橋東詰）に至り、同所から同県道を南西及び北西に順次進み南巨摩郡富士川町鰍沢地区内の富士川右岸の堤防との交点（富士橋西詰）に至り、同所から同堤防及びこれに続く釜無川右岸の堤防を北東に進み国道百四十号との交点（三郡西橋西詰）に至り、同所から同国道を南東に進み起点に至る一団地

3 鳥獣保護区の存続期間 平成三十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで

4 鳥獣保護区の面積 二百三十七・〇ヘクタール

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分 集団渡来地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的 三郡橋鳥獣保護区は、釜無川と笛吹川が合流する流域を範囲としている。この地区は、渡り鳥の集団渡来地として、マガモ、コガモ、ヒドリガモ等多種の渡り鳥が確認されている。このように、当該地区は、渡り鳥の採餌場、渡来地として重要であることから、継続して指定し保護していく必要がある。

(三) 鳥獣保護区の管理方針

(1) 鳥獣の生息及び繁殖のために必要な巣箱及び給水、給餌等の施設の設置に努める。

(2) 定期的に巡視を実施すること等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。

(3) 鳥獣保護区の指定の意義について、県民に対し普及啓発に努める。

十 本栖鳥獣保護区

1 鳥獣保護区の名称 本栖鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域 南都留郡富士河口湖町本栖地内の国道三百号と県道七百九号（本栖湖畔線）との接点を起点とし、同所から同県道を南西、西及び北に順次進み南巨摩郡身延町中之倉地内で国道三百号との接点に至り、同所から同国道を東及び南東に順次進み起点に至る一団地

3 鳥獣保護区の存続期間 平成三十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで

4 鳥獣保護区の面積 五百六十・〇ヘクタール

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分 集団渡来地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的 本栖鳥獣保護区は、本栖湖を中心とした区域であり、富士箱根伊豆国立公園第二種特別地域にも指定されている。植生はアカマツ、クリ、ミズナラ、コナラ、ヤマツツジ等が分布している。当該地区は、河口湖、西湖、精進湖、山中湖と同様に、多数の渡り鳥が中継地として利用する重要な地区となっている。本栖湖の区域は、マガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、カワアイサ等の渡り鳥が多数確認されている。このように、当該地区は、渡り鳥の採餌場、渡来地として重要であることから、継続して指定し保護していく必要がある。

(三) 鳥獣保護区の管理方針

(1) 鳥獣の生息及び繁殖のために必要な巣箱及び給水、給餌等の施設の設置に努める。

(2) 定期的に巡視を実施すること等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。

(3) 鳥獣保護区の指定の意義について、県民に対し普及啓発に努める。

山梨県告示第二百八十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定する。

平成三十年十月一日

山梨県知事 後 藤 齋

一 八ヶ岳特別保護地区

1 特別保護地区の名称 八ヶ岳特別保護地区

2 特別保護地区の区域 北杜市所在原有林第四百八十六林班は1、は2及びびイの

各小班、第四百八十七林班に1、に2及びびイの各小班、第四百九十三林班、第四百九十四林班、第四百九十五林班に1、い3、い4、い5、い9及びびい10の各小班、第四百九十六林班に3小班、第四百九十七林班に2、い3及びびい4の各小班、第四百九十八林班に1、い2、い3、は1、は2、は3、は4、ろ1、ろ2、ろ3、ろ4、ろ5、ろ6、ろ7、ろ8、ろ9、ろ10、ろ11、ろ12、ろ13、ろ14、ろ15及びびイの各小班、第五百林班に1、い2、い3、い4及びびい5の各小班、第五百一林班に1、に2、に3、に4、は1、は2、は3、は8、は9、は10、は11、は12及びびは13の各小班並びに第五百二林班に1小班的区域（県道敷を除く。）

3 特別保護地区の存続期間 平成三十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで

4 特別保護地区の面積 六百八十六・四一ヘクタール

5 特別保護地区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区

(二) 特別保護地区の指定目的 八ヶ岳鳥獣保護区は、八ヶ岳南麓に広がる地域であり、大部分が八ヶ岳中信高原国定公園と重なっている。当該地域の植生は、低から中標高地帯ではカラマツ、ダケカンバ、シラカンバが主となっており、下草としてはササ類が主となっている。また、標高が高くなるにつれシラビソ、オオシラビソが主となっていく。生息している鳥類はオオルリ、メボソムシクイ、コマドリ、カケス等、亜高山帯に生息する種が多数確認されており、獣類は大型哺乳類ではニホンカモシカ、ニホンジカ、ツキノワグマ、中型哺乳類ではホンドタヌキ、ホンドギツネ、テン、ムササビ等、小型哺乳類ではニホンリス、ヤチネズミ、天然記念物であるヤマネ等が確認されている。このように当該地域は、良好な自然環境が保たれており森林に生息する多種の鳥獣にとつて重要な地域となっている。当該地域の中でも、特に川俣川渓谷を中心とした区域は、上記の鳥類の他にイワツバメ、アカハラ、ミソサザイ等が確認されており、良好な自然環境が保たれているといえる。このため、当該区域は八ヶ岳鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、特別保護地区として指定し、鳥獣の生息環境を保護する必要がある。

(三) 特別保護地区の管理方針

(1) 定期的に巡視を実施すること等により、多様な鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。

(2) 特別保護地区の指定の意義について、県民に対し普及啓発に努める。

二 御岳特別保護地区

1 特別保護地区の名称 御岳特別保護地区

- 2 特別保護地区の区域 甲府市所在中北県有林事業区第九十六林班い1、い2、い3、い4、ろ1、ろ2、ろ3、ろ4、は1及びは2の各小班、第九十八林班い1、い2、い3、ろ1、ろ2、ろ3、ろ4、ろ5、イ1、ニ及びホの各小班、第九十九―I林班い1、ろ1及びろ2の各小班、甲斐市所在中北県有林事業区第九十九―II林班い1、い2、ろ1、ろ2、ろ3、ろ4、ろ5、は1、は2、は3、は4及びロの各小班、第百―I林班い1、ろ1、り3、ぬ1、ぬ2及びびる1の各小班並びに第百―II林班い1小班的区域（県道敷及び建物敷を除く。）
- 3 特別保護地区の存続期間 平成三十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで
- 4 特別保護地区の面積 百七十五・五ヘクタール
- 5 特別保護地区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区

(二) 特別保護地区の指定目的 御岳鳥獣保護区は、甲府市中西部及び甲斐市北東部に位置する御岳昇仙峡を中心とした標高五百メートルから千二百メートルまでの地域である。当該地域の植生は、主にヤマツツジ、アカマツ、クリ、ミズナラ、コナラ、クスギ等が分布し、部分的にスギ及びヒノキの植林が見られる。また、鳥類はヒヨドリ、ツグミ、ホオジロ、ルリビタキ、シジユウカラ等を含め多種が確認されており、獣類は大型哺乳類ではニホンカモシカ、ニホンジカ、ツキノワグマ、中型哺乳類ではニホンザル、テン、ムササビ等、小型哺乳類ではニホンリス、アズマモグラ、天然記念物であるヤマネ等が確認されている。このように当該地域は、良好な自然環境が保たれており、森林に生息する多種の鳥獣にとって重要な地域となっている。当該地域の中でも、特に御岳昇仙峡を中心とした区域は、原生自然環境が保存されており、特別保護地区として指定し、鳥獣の生息環境を保護する必要がある。なお、当該地域は、秩父多摩甲斐国立公園の特別地域として、また、文化財保護法による国の特別名勝として指定を受けている。

(三) 特別保護地区の管理方針

- (1) 定期的に巡視を実施すること等により、多様な鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。
- (2) 特別保護地区の指定の意義について、県民に対し普及啓発に努める。

三 本栖特別保護地区

- 1 特別保護地区の名称 本栖特別保護地区
- 2 特別保護地区の区域 南巨摩郡身延町及び南都留郡富士河口湖町本栖湖水量標零メートル時（海拔八百九十九・二三三メートル）水面全域
- 3 特別保護地区の存続期間 平成三十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで

で

- 4 特別保護地区の面積 四百七十・〇ヘクタール
- 5 特別保護地区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分 集団渡来地の保護区

(二) 特別保護地区の指定目的 本栖鳥獣保護区は、南巨摩郡身延町及び南都留郡富士河口湖町に位置する本栖湖を中心とした地域であり、ヤマツツジ、アカマツ、クリ、ミズナラ、コナラ等が分布している。当該地域は、河口湖、西湖、精進湖及び山中湖と同様に、多数の渡り鳥が中継地として利用する重要な地域となっている。特に、当鳥獣保護区の中でも、本栖湖の地域は、渡り鳥のねぐら、採餌場として重要であり、マガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、カワアイサ等の渡り鳥が多数確認されており、富士箱根伊豆国立公園第二種特別地域に指定されている。このため、当該区域は、本栖鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、水面全域を特別保護地区に指定し、当該区域に渡来する渡り鳥及びその生息地の保護を図るものである。

(三) 特別保護地区の管理方針

- (1) 定期的に巡視を実施すること等により、多様な鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。
- (2) 特別保護地区の指定の意義について、県民に対し普及啓発に努める。

山梨県告示第二百八十七号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。
平成三十年十月一日

山梨県知事 後 藤 斎

一 荒川特定猟具使用禁止区域

- 1 特定猟具使用禁止区域の名称 荒川特定猟具使用禁止区域
- 2 特定猟具使用を禁止する区域 甲府市中小河原地内の国道二十号と国道三百五十八号との交点（中小河原立体）を起点とし、同所から同国道を南に進み甲府市道西下条工業団地四号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道大津極楽寺線との接点に至り、同所から同市道を西に進み市道大鎌田二川線との接点に至り、同所から同市道を北に進み県道二十九号（甲府中央右左口線）との接点に至り、同所から同市道を南西に進み市道大里二号線との接点に至り、同所から同市道を北に進み市道後屋村中（六）線との接点に至り、同所から同市道を北に進み市道高畑二日市場線との接

点に至り、同所から同市道を北に進み国道二十号との交点に至り、同所から同国道を東に進み起点に至る一団地

3 特定猟具使用禁止区域の存続期間 平成三十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類 銃器

5 特定猟具使用禁止区域の面積 百七十四・三ヘクタール

二 日野特定猟具使用禁止区域

1 特定猟具使用禁止区域の名称 日野特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用を禁止する区域 北杜市長坂町地内の県道六百十七号(台ヶ原富岡線)と北杜市道富岡四号線に至る小道との接点を起点とし、同所から同小道を南に進み市道富岡四号線との接点に至り、同所から同市道を北西に進みオオムラサキ自然観察歩道との分岐点に至り、同所から同歩道を北西に進み市道日野一号線との接点に至り、同所から同市道を約二百五十メートル西に進み県道六百十七号(台ヶ原富岡線)に至る小道との接点に至り、同所から同小道を北に進み県道六百十七号(台ヶ原富岡線)との接点に至り、同所から同県道を南東に進み起点に至る一団地

3 特定猟具使用禁止区域の存続期間 平成三十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類 銃器

5 特定猟具使用禁止区域の面積 三十七・六ヘクタール

三 絶頭特定猟具使用禁止区域

1 特定猟具使用禁止区域の名称 絶頭特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用を禁止する区域 南都留郡鳴沢村鳴沢地内の国道百三十九号と鳴沢村道I—II号線との交点を起点とし、同所から同村道を南に進み富士河口湖ホテル南側において県有地・民有地境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み鳴沢村道六百九十号線との交点に至り、同所から同村道を西に進み村道七百三三線との接点に至り、同所から同村道を南西に進みフォレスト鳴沢ゴルフアンドカントリークラブ十一番ホールグリーン西側において県有地・フォレスト鳴沢ゴルフアンドカントリークラブ敷地境界点に至り、同所から県有地・フォレスト鳴沢ゴルフアンドカントリークラブ敷地境界線を南、北西及び北東に順次進み十六番ホールグリーン西側において県有地境界線標柱四百二十一号に至り、同所から三メートル東に進み村道七百二十二号線の終点に至り、同所から同村道を北東に進み村道七百三三線との交点に至り、同所から同村道を北東に進み国道百三十九号との接点に至り、同所から同国道を東に進み起点に至る一団地

3 特定猟具使用禁止区域の存続期間 平成三十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで

十一日まで

4 特定猟具の種類 銃器

5 特定猟具使用禁止区域の面積 百九十二・〇ヘクタール

四 能泉湖特定猟具使用禁止区域

1 特定猟具使用禁止区域の名称 能泉湖特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用を禁止する区域 甲府市川窪町地内能泉湖満水時(海拔七百九十三・六メートル)水面全域

3 特定猟具使用禁止区域の存続期間 平成三十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類 銃器

5 特定猟具使用禁止区域の面積 四十一・〇ヘクタール

五 御坂特定猟具使用禁止区域

1 特定猟具使用禁止区域の名称 御坂特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用を禁止する区域 笛吹市御坂町上黒駒地内のカムイみさかスキー場の敷地境界線から百メートル東、西及び南の線と国道百三十七号で区切られた一団地

3 特定猟具使用禁止区域の存続期間 平成三十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類 銃器

5 特定猟具使用禁止区域の面積 五十・〇ヘクタール

六 市川三郷特定猟具使用禁止区域

1 特定猟具使用禁止区域の名称 市川三郷特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用を禁止する区域 西八代郡市川三郷町高田地内の笛吹川左岸の堤防と国道百四十号との交点(三郡東橋東詰)を起点とし、同所から同国道を南東に進み同国道に架かる大正跨道橋との接点に至り、同所から同国道を南西に進み県道四号(市川三郷富士川線)(通称「市川大門バイパス」)との接点に至り、同所から同県道を南西に進み市川三郷町道大正線との接点に至り、同所から同町道を南東に進み町道市川大門黒沢線との接点に至り、同所から同町道を南西、西及び南西に順次進み県道九号(市川三郷身延線)との接点に至り、同所から同県道を北西に進み県道四号(市川三郷富士川線)との交点に至り、同所から同県道を西に進み西八代郡市川三郷町黒沢地内の新川右岸の堤防との接点(新川橋東詰)に至り、同所から同堤防及びこれに続く富士川左岸の堤防を北東に進み起点に至る一団地

3 特定猟具使用禁止区域の存続期間 平成三十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類 銃器

5 特定猟具使用禁止区域の面積 百二十八・〇ヘクタール

七 向風山特定猟具使用禁止区域

1 特定猟具使用禁止区域の名称 向風山特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用を禁止する区域 上野原市上野原丸畑地内の県道五百二十二号(桐原藤野線)と山梨県・神奈川県境界線の交点を起点とし、同所から同境界線を南西及び南東に順次進み上野原市道下奈須部線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み上野原市道本町奈須部丸畑線との接点に至り、同所から同市道を北西に進み市道小沢奈須部線との接点に至り、同所から同市道を南西及び北西に順次進み能岳に至る山道との接点に至り、同所から同山道を北西に進み能竹山三角点(標高五百四十二メートル)に至り、同所から上野原市上野原向風地区に至る登山道を北西及び南西に順次進み市道新井黒田線との接点に至り、同所から同市道を北東に進み県道五百二十二号(桐原藤野線)との接点に至り、同所から同県道を北東及び南に順次進み起点に至る一団地

3 特定猟具使用禁止区域の存続期間 平成三十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類 銃器

5 特定猟具使用禁止区域の面積 二百八十一・〇ヘクタール

八 あやめヶ丘特定猟具使用禁止区域

1 特定猟具使用禁止区域の名称 あやめヶ丘特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用を禁止する区域 南アルプス市山寺地内の南アルプス市道櫛形五号線と市道山寺四十五号線との交点を起点とし、同所から同市道を西に進み市道平岡六十八号線との接点に至り、同所から同市道を北西に進み市道平岡四十九号線との接点に至り、同所から同市道を北西に進み市道平岡四十五号線との接点に至り、同所から同市道を北に進み市道櫛形二十三号線との接点に至り、同所から同市道を北東に進み市道櫛形二十五号線との接点に至り、同所から同市道を南東に進み市道櫛形三号線との接点に至り、同所から同市道を南東に進み市道櫛形十五号線との接点に至り、同所から同市道を東に進み市道櫛形五号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み起点に至る一団地

3 特定猟具使用禁止区域の存続期間 平成三十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類 銃器

5 特定猟具使用禁止区域の面積 八十・二ヘクタール

九 中道特定猟具使用禁止区域

1 特定猟具使用禁止区域の名称 中道特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用を禁止する区域 甲府市下曾根町地内の国道三百五十八号と甲府市道下曾根二千二百七号線との接点を起点とし、同所から同国道を東及び南に順次進み市道南小・立石線との接点に至り、同所から同市道を南に進み市道中畑・佐久線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道宿・下曾根線との接点に至り、同所から同市道を北西に進み市道役場・下曾根線との接点に至り、同所から同市道を北に進み市道下曾根二千二百七号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み起点に至る一団地

3 特定猟具使用禁止区域の存続期間 平成三十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類 銃器

5 特定猟具使用禁止区域の面積 百九・一ヘクタール

十 塩山千野小屋敷特定猟具使用禁止区域

1 特定猟具使用禁止区域の名称 塩山千野小屋敷特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用を禁止する区域 甲州市塩山三日市場地内の県道三十八号(塩山勝沼線)と県道二百十三号(下萩原三日市場線)との交点(三日市場交差点)を起点とし、同所から同県道を北東に進み甲州市道小屋敷二十八号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み甲州市立松里中学校北側敷地境界線を経て農道藤木十六号線(東山東部広域農道(通称「フルーツライン」))との接点に至り、同所から同農道を南東に進み市道小屋敷十五号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道竹森三十九号線に至る小道との接点に至り、同所から同市道を南西に進み農道藤木十六号線(東山東部広域農道(通称「フルーツライン」))との交点に至り、同所から同農道を南東に進み、県道二百七号(平沢千野線)との接点に至り、同所から同県道を南に進み国道四百一十一号との接点に至り、同所から同国道を南西に進み市道上於曾九十五号線との接点に至り、同所から同市道を南西及び北西に順次進み甲州市環境センター南側敷地境界線を経て県道三十八号(塩山勝沼線)との接点に至り、同所から同県道を北西及び北に順次進み起点に至る一団地

3 特定猟具使用禁止区域の存続期間 平成三十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類 銃器

5 特定猟具使用禁止区域の面積 二百八十四・〇ヘクタール

十一 増穂ふるさと自然塾特定猟具使用禁止区域

4 特定猟具の種類 銃器

5 特定猟具使用禁止区域の面積 二百八十四・〇ヘクタール

十一 増穂ふるさと自然塾特定猟具使用禁止区域

- 1 特定猟具使用禁止区域の名称 増穂ふるさと自然塾特定猟具使用禁止区域
- 2 特定猟具使用を禁止する区域 南巨摩郡富士川町平林地内の増穂ふるさと自然塾敷地境界線により囲まれた一団地
- 3 特定猟具使用禁止区域の存続期間 平成三十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで
- 4 特定猟具の種類 銃器及びわな
- 5 特定猟具使用禁止区域の面積 二十五・九ヘクタール

山梨県告示第二百八十八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第六十八条第一項の規定により、次のとおり猟区を認可した。

平成三十年十月一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 猟区の名称 本栖猟区
- 二 猟区の区域 山梨県南都留郡富士河口湖町の区域のうち、国道百三十九号線と山梨県有林と民有林の境界線との交点を起点とし、同所から同境界線を南東及び南西に進み、山梨県と静岡県との境界線との接点に至り、同所から同境界線を西及び北に進み起点に至る一団地
- 三 猟区の存続期間 平成三十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで
- 四 猟区設定者の名称 山梨県南都留郡富士河口湖町
- 五 事務所の位置 山梨県南都留郡富士河口湖町船津千七百番地富士河口湖町役場内
- 六 入猟承認料 入猟者一人一日につき一万三千円（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第九条第一項の許可を受けた者については、この限りでない。）

山梨県告示第二百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十年十月一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 富士吉田市（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 - (二) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士吉田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第二百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十年十月一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 都留市（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 - (二) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第二百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十年十月一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 大月市（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。

山梨県告示第二百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十年十月一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 南都留郡道志村（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び道志村役場に備え置いて縦覧に供する。

山梨県告示第二百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十年十月一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 南都留郡富士河口湖町（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士河口湖町役場に備え置いて縦覧に供する。

山梨県告示第二百九十四号

山梨県産業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額（昭和六十一年山梨県告示第百十六号）の一部を次のように改正する。

平成三十年十月一日

山梨県知事 後 藤 齋

素材、機械、電子及び化学	材料試験（表面分析）	1 試料	表面分析	1 6,390円
	エックス線回折試験	1 試料	深さ方向分析	2 9,510円
電子顕微鏡（E P M A）による面線	エックス線回折試験	1 試料	エックス線回折装置による分析	2,330円
	電子顕微鏡（E P M A）による面線	1 試料	定性分析 応力測定	5,720円 7,800円

2の表中

を

定性分析)			
化学試験 (I CP発 光分光 法による 定量 分析)	1 測定	測定波長領域 190nm～800 nm 120nm～800 nm	6,420円 8,750円

「 材料、 機械、 電子及 び化学	材料試験 (表面分析試験)	1 試料	表面分析 深さ方向分析	16,390円 29,510円
	エックス線回折試験	1 試料	エックス線回折装置 による分析 定性分析 応力測定	2,330円 5,720円 7,800円
	電子顕微鏡 (電子顕微鏡 (EPMA) による面線定性分析)	1 試料 1 成分 複成分		19,810円 24,760円

非破壊 試験	1 件	エックス線透過試験 装置による像観察	860円
	1 件	エックス線CT装置 によるスキヤン試験	4,970円
	1 件	エックス線CT装置 によるスキヤン試験 (高分解能)	12,790円
	1 件	マイクロフォーカス エックス線透視装置 による像観察	1,010円
化学試験 (I CP発 光分光 法による 定量 分析)	1 測定	測定波長領域 190nm～800 nm 120nm～800 nm	6,420円 8,750円

に改める。

山梨県告示第二百九十五号

県営土地改良事業(中山間地域総合整備事業鳴沢地区)の工事は、平成二十九年十二月二十日をもって完了した。

平成三十年十月一日

山梨県知事 後 藤 斎

山梨県告示第二百九十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成三十年十月二十二日まで一般の縦覧に供

する。

平成三十年十月一日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 南アルプス公園線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
南巨摩郡早川町湯島字沼一二三番三地先から南巨摩郡早川町新倉字西草里道上二八九一番一―地先まで	八・〇〇 四〇・六	五・〇〇 六二・二	一六〇九・〇	一五九四・〇
	一六〇九・〇	一六〇九・〇		

公 告

● 平成三十年度山梨県准看護師試験の実施

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十八条の規定により、平成三十年度山梨県准看護師試験を次のとおり実施する。

平成三十年十月一日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 試験日時 平成三十一年二月十日（日）午後一時から午後三時三十分まで
- 二 試験場所 甲府市池田一丁目六番一号 山梨県立大学池田キャンパス
- 三 試験方法 筆記試験
- 四 試験科目 保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）第二十三条に規定する科目
- 五 受験資格 保健師助産師看護師法第二十二條各号のいずれかに該当する者であること。

六 提出書類

- 1 受験願書
- 2 履歴書
- 3 受験資格を有することを証明する書類

山梨県公報 第二千八百二十七号 平成三十年十月一日

- 4 写真（受験願書提出前六月以内に撮影した、無帽、正面、上半身像のもので、縦六センチメートルかつ横四センチメートル、裏側に撮影年月日及び氏名を記載したもの）一枚
- 5 戸籍抄本（受験資格を有することを証明する書類の氏名が現在の氏名と同じ場合は、提出する必要はない。）

七 受験手数料 六千九百円（受験願書に六千九百円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。なお、受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかつた場合でも還付しない。）

八 受験願書の配布期間及び配布場所

- 1 配布期間 平成三十年十一月五日（月）から同月十六日（金）までの山梨県の休日を含める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く日の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで。ただし、郵送で請求する場合は、封筒の表に「准看護師試験願書請求」と朱書して、百二十円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒（角形二号）を同封し、山梨県福祉保健部医務課看護担当宛てに同月十六日（金）までに到達するように送付すること。
- 2 配布場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県福祉保健部医務課看護担当

九 受験願書の提出先、提出方法及び受付期間

- 1 提出先 八2に掲げる場所
- 2 提出方法 持参し、又は簡易書留により郵送すること。
- 3 受付期間 平成三十年十二月十日（月）及び同月十一日（火）の各日の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで。ただし、簡易書留により郵送する場合は、同月十日（月）又は同月十一日（火）の消印のあるものを有効とする。
- 十 その他 詳細については、山梨県福祉保健部医務課看護担当（電話〇五五―二二三―一四八四）に問い合わせること。

● 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成三十年十月一日

山梨県知事 後 藤 斎

一 届出者

- 1 氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名 山梨交通株式会社 代表取締役 雨宮正英
- 2 住所 山梨県甲府市飯田三丁目二番三十四号

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (一) 名称 山梨交通湯村ショッピングセンター
 - (二) 所在地 山梨県甲府市千塚二丁目百五十五番一外
- 2 廃止前の店舗面積の合計 一万五百八十八平方メートル
- 3 廃止後の店舗面積の合計 零平方メートル
- 4 店舗面積の合計を千平方メートル以下に変更する日 平成三十年八月二十七日
- 三 届出年月日 平成三十年九月十三日

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成三十年十月一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 随意契約に係る物品等
 - (一) 名称 富士の国やまなし観光ネット再構築業務委託
 - (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属
 - (一) 名称 山梨県観光部観光プロモーション課
 - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日 平成三十年七月二十七日
- 四 随意契約の相手方
 - (一) 名称 グローバルデザイン株式会社
 - (二) 住所 静岡県静岡市葵区紺屋町十七番地の一
- 五 契約金額 四千百十五万二千五百円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 随意契約によることとした理由 契約に係る物品等は、事業者独自の企画提案によるものであるため（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号該当）

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラ

ケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成三十年十月一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 一般競争入札に付する事項
 - 1 調達をする物品等の名称及び数量
 - (一) 笛吹高等学校普通科高校教育用コンピュータ設備 一式
 - (二) 山梨高等学校普通科高校教育用コンピュータ設備 一式
 - (三) 巨摩高等学校普通科高校教育用コンピュータ設備 一式
 - (四) 都留高等学校普通科高校教育用コンピュータ設備 一式
 - (五) 甲府南高等学校普通科高校教育用コンピュータ設備 一式
 - 2 調達をする物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。
 - 3 納入期限
 - (一) 笛吹高等学校 平成三十一年二月十五日
 - (二) 山梨高等学校 平成三十一年二月二十五日
 - (三) 巨摩高等学校 平成三十一年二月二十八日
 - (四) 都留高等学校 平成三十一年三月十三日
 - (五) 甲府南高等学校 平成三十一年三月二十二日
 - 4 納入場所 知事が指定する場所
 - 二 事務を担当する所属 山梨県出納局管理課
 - 三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。
 - 1 次のいずれにも該当しない者であること。
 - (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者
 - (二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの
 - (三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第六百六十七条の四第一項第

三号に該当する者を除く。)

(四) 営業に關し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

3 調達をする物品等の数量及び仕様等に適合した物品を確実に納入することができることを、別に知事が定めるところにより明らかにした者であること。

4 物品を納入した後、知事の求めに応じて修繕、保守等のサービスを速やかに提供できることを、別に知事が定めるところにより明らかにした者であること。

5 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿の登録業種(物品)のうち、「情報機器」又は「通信機器」に係る登録を受けている者であること。

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 この公告の日の翌日から平成三十年十月十日(水)まで(山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所にあらかじめ連絡の上、持参又は郵送により提出すること。

郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県出納局管理課(電話〇五五―二二三―二二三五)

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所等 この公告の日の翌日から平成三十年十月九日(火)までの日(県の休日を除く。)の午前九時から午後五時まで、四に掲げる場所において一般の縦覧に供する。

2 入札説明書の交付方法

(一) この公告の日の翌日から平成三十年十月九日(火)までの日(県の休日を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四に掲げる場所において直接交付する。

(二) (一)以外の方法による交付を希望する場合は、平成三十年十月五日(金)午後五時までに六(三)に掲げる問合せ先に電話連絡すること。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 平成三十年十一月十三日(火)午後二時

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館一階 出納局入札室

5 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に關して不正の行為があったとき。

(三) 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第百八条の二の規定の適用のある場合を除き、入札保証金が納付されていないとき。

(四) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

6 落札者の決定方法 規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約締結日 入札の日から七日以内

5 違約金の有無 有

6 前払金の有無 無

7 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に三に掲げる参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする。

- (二) 詳細は、入札説明書による。
- (三) 問合せ先 山梨県出納局管理課（電話〇五五―二三三―二三九五）

※ Summary

- 1 Nature and quantity of the products to be procured:
Educational Computer Devices for Fuefuki High School General Course (1 set)
Educational Computer Devices for Yamanashi High School General Course
(1 set)
Educational Computer Devices for Koma High School General Course (1 set)
Educational Computer Devices for Tsuru High School General Course (1 set)
Educational Computer Devices for Kofu Minami High School General Course
(1 set)
- 2 Date and time for tender: 2:00 PM November 13, 2018
- 3 Bureau in charge: Management Division, Treasury Bureau, Yamanashi
Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan
TEL 055-223-1395